

事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準等

1 事業費の予定額 1,523,207千円（令和7年度価格）

2 負担区分の予定

(単位：千円)

区分	国庫負担 (%)	道負担 (%)	地元負担	
			市町村負担 (%)	受益者負担 (%)
区画整理 1,343,915千円	55.0	28.0	—	17.0
暗渠排水 179,292千円	55.0	28.0	—	17.0

3 土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条の規定による分担金等の納入方法

区画整理については、美幌町が土地改良法第91条第2項の規定により、この土地改良事業によって利益を受ける者に対する分担金に相当する額の金銭を北海道に負担する。

暗渠排水については、美幌町が土地改良法第91条第2項の規定により、この土地改良事業によって利益を受ける者に対する分担金に相当する額の金銭を北海道に負担する。

区画整理については、大空町が土地改良法第91条第2項の規定により、この土地改良事業によって利益を受ける者に対する分担金に相当する額の金銭を北海道に負担する。

4 地元負担の予定基準

区画整理については、この土地改良事業によって利益を受ける農用地につき事業費割で受益者が負担する。

暗渠排水については、この土地改良事業によって利益を受ける農用地につき事業費割で受益者が負担する。

5 農業基盤整備資金の借入条件

受益者負担について農業基盤整備資金を借り入れする場合には、その借入条件は、年利7%以内、償還期間25年以内（うち据置期間10年以内）である。

6 特別徴収金

この土地改良事業の施行に係る地域内の農用地を、土地改良法第113条の3第3項の規定による工事完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときはその示された日）の属する年度の翌年度（それ以前に知事が年度を指定する場合にあっては、当該指定に係る年度）から起算して8年以内に当該事業の計画において予定する用途以外の用途に供した場合には、当該土地につき土地改良法第3条に規定する資格を有する者は、北海道営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和32年北海道条例第73号）第3条第1項の規定に基づき特別徴収金を徴収される場合がある。